

○放置車両の確認等に関する事務の委託に係る総合評価一般競争入札評価委員の委嘱等に関する訓令

平成17年7月13日

警察本部訓令第27号

警察本部長

放置車両の確認等に関する事務の委託に係る総合評価一般競争入札評価委員の委嘱等に関する訓令を次のように定める。

放置車両の確認等に関する事務の委託に係る総合評価一般競争入札評価委員の委嘱等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に規定する放置車両の確認等に関する事務（以下「確認事務」という。）の委託に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札に関し、同条第4項及び第5項の規定に基づき学識経験者から意見を聴くため、総合評価一般競争入札評価委員（以下「評価委員」という。）の委嘱等について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年第3号〕

(定数)

第2条 評価委員は、2人以上とする。

(委嘱等の手続)

第3条 交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、確認事務委託に係る総合評価一般競争入札評価委員推薦書（様式第1号）により評価委員を推薦する。

2 警察本部長（以下「本部長」という。）は、交通指導課長が推薦した者のうち、適当と認めるものに対し、委嘱状（様式第2号）を交付して評価委員を委嘱する。

一部改正〔平成20年第10号〕

(委嘱期間)

第4条 評価委員の委嘱期間は、1年間とする。ただし、再委嘱することができる。

2 期間満了前に解嘱となった場合、後任者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(委嘱内容)

第5条 評価委員は、次に掲げる事項について意見を提出するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札における落札者決定基準に関すること。
- (2) 落札者の決定に関し改めて意見を聴くことの必要性に関すること。
- (3) 前号により意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、落札者の決定に関すること。

一部改正〔平成20年第3号〕

(解嘱)

第6条 交通指導課長は、評価委員が解嘱を願い出たとき、死亡したとき、又は評価委員として適性を欠くと認められたときは、意見を付して、確認事務委託に係る総合評価一般競争入札評価委員解嘱内申書(様式第3号)により、本部長に報告しなければならない。

2 評価委員の解嘱は、通知書(様式第4号)により行うものとする。

一部改正〔平成20年第10号〕

(謝金)

第7条 評価委員には、別に定める基準により謝金を支給する。

(事務処理)

第8条 評価委員に関する事務は、交通部交通指導課において処理する。

一部改正〔平成20年第10号〕

附 則

- 1 この訓令は、平成17年7月13日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、この訓令の適用については、同訓令中「道路交通法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)第3条の規定による改正後の道路交通法」とする。

附 則 (平成20年2月29日警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日警察本部訓令第12号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

交通部交通指導課長

確認事務委託に係る総合評価一般競争入札評価委員推薦書

次のとおり推薦致します。

推薦される者  
の住所、職業、  
氏名及び年齢

推 薦 事 由

委 嘱 状

殿

あなたに、確認事務委託に係る総合評価  
一般競争入札評価委員を委嘱します

委嘱期間 年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

埼玉県警察本部長

印

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

交通部交通指導課長

確認事務委託に係る総合評価一般競争入札評価委員解嘱内申書

次のとおり内申致します。

評価委員の住所、  
職業、氏名及び  
年齢

解嘱内申事由

# 通 知 書

殿

確認事務委託に係る総合評価一般競争  
入札評価委員の委嘱を解きます

年 月 日

埼玉県警察本部長



## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

## 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。